

受刑者の皆さんへ

2016年（平成28年）3月

（第5版）

日本弁護士連合会

はじめに

多くの受刑者の方にとって、刑務所での生活は生まれて初めての経験です。ですから、刑務所の中でトラブルが起きたとき、どのように対処してよいのか分からない場合が多いでしょう。

もちろん、刑務所から生活上の注意などの説明がなされたり、「生活のしおり」を渡されたりするのですが、それだけでは必ずしも十分とは言えません。

この冊子は、弁護士が受刑者の方の相談を受けたり、弁護士会が受刑者の方からの人権救済の申立てなどを受けてきた経験を元にして、刑務所の説明だけでは不十分だと思われる点や、相談などを受けることが多いことについて、刑務所の実際の運用を念頭においてアドバイスをもとめたものです。受刑者の方のトラブルの解決に少しでも役立てば幸いです。

この冊子は、2003年（平成15年）の旧監獄法のときに初版を出版し、その後、2005年（平成17年）の受刑者の処遇に関する一部改正と2006年（平成18年）の未決拘禁者・死刑確定者の処遇に関する部分を含めた全面改正により、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事被収容者処遇法」といいます）が制定された際にそれぞれ改訂版を出版しました。法改正により、一時期は大幅に外部交通（面会・通信）の拡大が図られた時期もありましたが、その後、徐々に法改正前の対応に戻りつつあるとの声も多数寄せられています。

そのため、今回の改訂にあたっては、改正された法律の理念だけでなく、実際の運用状況を念頭において、実務上の取扱いに即した解説となるように配慮しています。

お気づきの点などがありましたら、どうぞ遠慮なく、ご意見・ご要望をお寄せください。

2016年（平成28年）3月

日本弁護士連合会（日弁連）

受刑者の皆さんへ

(第5版)

目次

第1	外部交通	1
Q1-1	受刑者は、どのような人と面会できますか	1
Q1-2	面会時間は、どのくらいありますか	3
Q1-3	面会に職員 <small>の</small> 立会 <small>い</small> がないのは、どのような場合 <small>です</small> か	3
Q1-4	手紙を出す場合の相手方、回数について教えてください	3
Q1-5	手紙の内容に干渉された場合、どうしたらよいでしょうか	4
Q1-6	受刑者が受け取ることのできる手紙について、制限はありますか	5
第2	医療	6
Q2-1	担当職員や医務職員に診療を受けたいと申し出ても、なかなか診療を受けさせてくれませんか。どうしたらよいでしょうか	6
Q2-2	診療を受けましたが、納得のいく治療をしてくれませんか。どうしたらよいでしょうか	6
Q2-3	刑務所の治療では不十分だと思うので、外部の医療機関の診療及び治療を受けたいのですが、どうしたらよいでしょうか	7
第3	懲罰	9
Q3-1	懲罰を受けるのは、どのような場合 <small>です</small> か。また、懲罰を受けると、どのような不利益を受けることになりますか	9
Q3-2	懲罰は、どのような手続で科せられるのですか	10
Q3-3	職員から規律違反だと言われ、調査に付されました。不当な懲罰を受けないようにするには、どうしたらよいでしょうか	11
Q3-4	納得のいかない懲罰を受けました。争う手段はありますか	11
第4	保護室・静穏室・拘束具	13

Q4-1	どのようなときに、保護室に入れられるのですか	13
Q4-2	保護室に入れられる時間は、どのくらいですか	13
Q4-3	保護室に入れられているときの刑務所側の義務を教えてください	14
Q4-4	静穏室とは、どのようなものですか。どのようなときに静穏室に入れられるのですか	14
Q4-5	拘束具は、どのようなときに使われるのですか	15

第5 暴行・いじめなど 17

Q5-1	職員から暴行を受けてケガをしました。どのような対処方法がありますか	17
Q5-2	職員から受けた暴行による傷が、まだ生々しく残っています。証拠を残すには、どうしたらよいでしょうか	18

第6 隔離・昼夜間単独室処遇 19

Q6-1	隔離について教えてください	19
Q6-2	隔離とされる理由は教えてもらえるのでしょうか	19
Q6-3	隔離になった場合、どうしたら中止となり通常の工場に出役するような処遇（扱い）に戻れますか	20
Q6-4	隔離ではないのですが、昼夜間単独室処遇とされています。この処遇（扱い）はなんですか	21
Q6-5	制限区分第4種の指定を変えてもらうにはどうしたらよいでしょうか	21

第7 不服申立制度 22

Q7-1	不服申立制度について教えてください	22
Q7-2	「審査の申請」とは、どのような制度ですか	22
Q7-3	「事実の申告」とは、どのような制度ですか	23
Q7-4	裁決や通知に不服があるとき、法務大臣に申立てをすることができると聞いたのですが (再審査の申請、法務大臣への事実の申告、不服検討会) ...	24

Q7-5	「苦情の申出」とは、どのような制度ですか	25
Q7-6	申立ての秘密は守られますか。申し立てたことで不利益を受けることはありませんか	26

第8 刑事施設視察委員会 27

Q8-1	刑事施設視察委員会とは、どのようなものですか	27
Q8-2	刑事施設視察委員会は、どのような活動をするのですか	27
Q8-3	受刑者は、刑事施設視察委員会に意見を言えますか	28
Q8-4	「提案箱」に入れる「意見・提案書」が職員に読まれることはありますか。提案した内容は、実現してもらえますか	28
Q8-5	委員と面接したいのですが、必ず面接してもらえますか。面接には職員が立ち会いますか	29
Q8-6	「意見・提案書」や面接を通じて、自分の処遇（扱い）についての改善を訴えたいと思います。効果はあるでしょうか	30

第9 訴訟（裁判） 31

Q9-1	処遇（扱い）について、訴訟（裁判）で争うには、どうしたらよいでしょうか	31
Q9-2	受刑者が刑務所を訴えた場合、勝訴する見込みはありますか	33
Q9-3	少しでも裁判を有利に進める証拠を残すためには、どうしたらよいでしょうか	35
Q9-4	受刑者が刑務所を相手取って裁判を起こすと、何か不利益はありますか	36
Q9-5	裁判を起こしたほうがよい場合と、あきらめたほうがよい場合とは、どうやって見極めればよいでしょうか	36
Q9-6	裁判を進めるに際しては、弁護士に依頼したほうがよいでしょうか	37

第10 民事法律扶助 38

Q10-1	民事法律扶助とは、どのようなものですか。受刑者も利用できますか	38
-------	---------------------------------	----

第11 人権救済申立て 40

Q 1 1 - 1	弁護士会の人権擁護委員会への人権救済申立てという方法 があると聞きましたが、どのようなものですか ……………	4 0
Q 1 1 - 2	どのような場合に、人権救済申立てができるのですか …	4 0
Q 1 1 - 3	人権救済申立ての方法を教えてください ……………	4 0
Q 1 1 - 4	申立てを受けてもらえたら、救済を受けられるのでしょ うか ……………	4 1
Q 1 1 - 5	申立てによって、かえって刑務所の中での扱いがひどく なるのではないですか ……………	4 2

第 1 2 外国人特有の問題 …………… 4 3

Q 1 2 - 1	家族と母国語で面会や手紙のやりとりができますか ……	4 3
Q 1 2 - 2	宗教上の理由により、食べられないものがあります。 刑務所で対処してもらえるのでしょうか ……………	4 4
Q 1 2 - 3	母国で受刑できる制度があると聞きました。どのような 制度ですか ……………	4 5

付録

刑事施設視察委員会あての意見・提案書（ひながた）

第1 外部交通

Q1-1 受刑者は、どのような人と面会できますか

刑事被収容者処遇法111条1項は、受刑者の面会について、①受刑者の親族、②受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のために面会することが必要な者（以下、ここでは「重要用務処理者」と略称します）、③面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者、からの面会の申出について、認めています。

また、それ以外の人から面会の申出があった場合にも、刑事被収容者処遇法111条2項で「交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる」とされています。

具体的に、どのような人と面会できるのかについては、以下で説明します。

また、面会の時間、回数、手続などについては、刑事被収容者処遇規則66条以下に、より詳細な規定があります。刑務所から皆さんに配布された「所内生活の手引き」は、これらの規定を受けて、刑務所長が、その刑務所での取り決めを定めたもので、面会についても定めてあります。

1 面会できる人

(1) 親族

受刑者が面会できる「親族」に、内縁の妻・夫は含まれますが、交際している恋人、婚約者は含まれません。

養子縁組をした場合の養子、養親も「親族」にあたりますが、刑務所が「面会のためにする縁組」と判断すると、面会は許可されません。

(2) 重要用務処理者

重要業務処理者としては、主に、以下のような場合が挙げられます。

- ① 婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係等の調整等のために相談することが必要な者など。
 - ② 受刑者から、民事訴訟や再審請求等について委任又は相談を受けている弁護士など。
 - ③ 受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする会社等の関係者など。
- なお、公的機関の職員との公用を理由とする面会については、原則として許されます。

(3) 改善更生に資すると認められる者

面会によって受刑者の改善更生に資する者とは、例えば、出所後の身元引受人や、釈放後の元受刑者を雇用しようとする人などです。受刑者を雇用しようとする者については、雇用の見込みが現実的なものであり、面会により受刑者の改善更生に資すると認められる必要があります。

2 面会を許される人

面会の申出をした人が受刑者の友人や知人、学生時代の恩師、会社関係者などで、面会の必要がある場合には、刑務所の規律秩序や受刑者に対する矯正処遇に支障がなければ、原則として面会が許されます。

面会する相手については、関係性を確認できないと、面会が許されない場合があるので、施設側は、予め届出や証明書類の提出を求めています。仮に事前に届出のない面会者が来たとしても、刑務所側は、機械的に断るのではなく、その場で審査した上で許可するかどうかを決めることとされていますが、面会をスムーズに行うためには、事前に届出等の所定の手続を踏んでおきましょう。

また、友人・知人については、継続的に交際を行っていることが客観的に確認できる必要があるとされているので、面会前に、手紙のやりとりなどをしておくとよいでしょう。

面会を申し出た人の身元が明らかでない場合、暴力団員である場合、面会を許すことにより受刑者の円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがある場合等には、面会は許されません。

Q1-2 面会時間は、どのくらいありますか

30分を下回ってはならないとされています。ただし、面会の申出の状況、面会室の数その他の事情により、やむを得ない場合には、5分以上30分未満の範囲内で面会を終了するよう制限されることもあります。

Q1-3 面会に職員の立会がないのは、どのような場合ですか

制限区分第2種以上に指定された場合は、職員の立会なく面会できる可能性があります。

また、受刑者が自己に対する所長の措置や、自己が受けた処遇（扱い）に關し、刑事施設を相手方とする民事訴訟を提起したり、弁護士会に人権救済申立て（人権救済申立てについては、第11を参照してください）をするときに、①調査を行う国又は地方公共団体の職員に面会する場合や、②弁護士と面会する場合には、職員は、面会に立ち会うことはできないものとされています。

Q1-4 手紙を出す場合の相手方、回数について教えてください

1 発信の相手方

刑事被収容者処遇法の下では、原則として制限はありません（刑事被収容者処遇法126条）。

しかし、「犯罪性のある者」や「刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者」（例えば、受刑者の暴力団等の反社会的集団に属する者、共犯関係にあった者、前科・前歴のある者、同一の刑事施設を出所した者、受刑者の改善更生を妨げる行為を繰り返している者）については、所長の判断により、発信を禁じることができるものとされています。ただし、親族に対する発信や、「婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業

の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務のため（具体的にどのような場合を指すのかについては、Q1-1の1(2)の説明を参照してください）の発信については、禁止されることはありません。

この法律の施行直前に、最高裁において、「受刑者のその親族でない者との間の信書の発受は、受刑者の意向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該信書の内容その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置することのできない程度の障害が生ずる相当の自然的性があると認められる場合に限り、これを制限することが許される」とした判決（平成18年3月23日最高裁第一小法廷判決）が出されています。この判決は、この法律の解釈としても正当なものと考えられます。この最高裁判例が、実務の指針となることが期待されます。

2 発信の回数

所長は、発信の回数について、「刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる」とされており、優遇区分によってそれぞれ発信回数が制限されていますが、受刑者が1か月に発信できる回数が4回を下回るような制限をすることは許されません（刑事被収容者処遇法130条）。

ただし、①視察委員会に対して提出する書面、②審査の申請、再審査の申請、事実の申告や苦情の申出の書面、③被告人又は被疑者である被収容者が弁護士等に対して発する信書については例外とされ、回数に含みません（刑事被収容者処遇規則79条）。これらの例外に該当しない場合でも、制限回数を超えて発信できる場合も、ごく稀にあります。

Q1-5 手紙の内容に干渉された場合、どうしたらよいでしょうか

受刑者が、自己に対する所長の措置や、自己が受けた処遇（扱い）に関し、調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発信する手紙や、弁護士に対して発信する手紙については、削除、抹消の対象にはなりません。しかし、上記以外の場合で、発信しようとする手紙の全部又は一部が、「不適當

認められた場合には、書き直しを指示され、これに応じないと、その部分が抹消又は削除されたり、発信自体が不許可（差止め）とされることがあります。

相手を脅迫したり、侮辱したりするような内容、面会や金品の交付を強要する内容は、抹消、不許可の対象とされる可能性が大きいといえます。

手紙の内容に干渉された場合

担当職員から、手紙の内容が不適切だから書き直したほうがいい、と言われることがあります。抹消や発信不許可を避けるための配慮である場合もありますが、受刑者から見れば、「不当な干渉」と思うこともあります。単なる表現の訂正程度であれば書き直したほうがスムーズにいくでしょう。

どうしても納得できない場合は、書き換えに応じる必要はありません。ただし、その場合、抹消ないし不許可になることがありますので、これに対しては、審査の申請（不服申立て。第7を参照してください）や、訴訟（第9を参照してください）という方法で争わざるを得ないこととなります。

Q1-6 受刑者が受け取ることのできる手紙について、制限はありますか

刑事施設の規律及び秩序を害し、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合を除き、特に制限はありません。また、受け取る回数についても制限はありません。

ただし、発信の場合と同様に、受け取る手紙の内容は検査され、検査の結果、内容が不適切である場合には、一部が抹消されたり、受け取ること自体が不許可になることもあります。

第2 医 療

Q2-1 担当職員や医務職員に診療を受けたいと申し出ても、なかなか診療を受けさせてくれませんか。どうしたらよいでしょうか

刑務所の医師不足は深刻です。必要な定員を必ずしも確保できていませんし、定員に数えている医師も、実際に月曜日から金曜日の朝から夕方まで常駐している医師は少ないということを、法務省自身が認めています。そのため、なかなか診療してもらえないという訴えは多くあります。

そして、残念ながら、医務職員が医師による診察が必要であると判断しなければ、実際問題として医師による診療を受けることはできません。まず、医務職員に対し、粘り強く症状を説明してみてください。

それでも診療を受けることができない場合は、外部の人に訴え、その人に刑務所と交渉してもらうことも考えてください。弁護士の知り合いがいれば、その弁護士に相談するのがよいでしょう。

他方、刑事施設視察委員会(第8を参照してください)に提案をすることも、一つの方法です。視察委員の中には医師がいますので、刑務所の対応に問題がある場合には、専門的な立場から、刑務所に対して改善意見が述べられる可能性があります。

Q2-2 診療を受けましたが、納得のいく治療をしてくれませんか。どうしたらよいでしょうか

残念ながら、実際問題としては、診療をした医師の判断が尊重されてしまいます。粘り強く症状を説明して、快方に向かわないことを説明してみてください。外部の人に交渉してもらうのも、一つの方法です。外部の人を通じて外部

の医師に症状を説明してもらい、診療に対する意見を述べてもらえれば、なおよいでしょう。

この問題について参考になる東京高等裁判所の判決があります。
平成18年4月26日東京高裁判決は「当該患者がその責任で医療情報を収集することにつき制約を受けることによる不利益を考えると、拘禁施設の医師による加えようとしている医療行為についての説明は、一般の場合以上に客観的かつ適切なものであることが要請される。」としています。刑務所医療においては、一般の医療以上に、医師に重い説明義務があることを明らかにした、注目される判決です。

また、Q2-1で述べたように、刑事施設視察委員会に訴えることは、一つの有力な方法です。ただし、視察委員会は個別の事案に対応する組織ではありませんので、視察委員会への申出によってすぐに診察してもらえるようになるわけではありません。

弁護士会に人権救済の申立てをすることも考えられますが、弁護士会が施設から得られる医療情報は限られています。また、人権救済の申立てをしたことによって必ずしも納得のいく治療を受けられるとは限りませんし、仮に治療を受けられたとしても、それまでには、相当の期間がかかることになります。症状が重い場合は、弁護士などに相談して、必要な措置を取ってもらうことが大切です。

Q2-3 刑務所の治療では不十分だと思うので、外部の医療機関の診療及び治療を受けたいのですが、どうしたらよいでしょうか

刑事被収容者処遇法62条は、受刑者がケガをしたり病気にかかっている場合には、刑務所の医師（歯科医師を含みます）による診察を行うことを原則としています。必要な場合には、刑務所の職員でない医師の診察を行うことができ、あるいは、刑務所の外の病院に通院させたり、入院させることもできます。ただし、これは、あくまで所長が必要であると判断した場合に限られます。

そこで、患者の立場からすると、明らかに外部の病院での治療が必要なのに、

それが認められない場合には、刑事施設視察委員会（第8を参照してください）に意見・提案書を提出することも一つの方法です。視察委員会は、苦情処理や個別の人権侵害を救済するための機関ではありませんが、委員の中には医師の委員が含まれていますので、刑務所側の対応がおかしい場合には、改善意見が述べられる可能性があります。

これとは別に、刑事被収容者処遇法63条で、「指名医による診療」という制度を設けています。これは、いくつかの条件の下で、受刑者自身が指名する外部の医師により、刑務所内で診療を受けることを認める制度です。具体的には、①ケガや病気を現に有していること、②診療を受けたい医師の氏名等を具体的に特定していること、③その刑務所内での診療が可能なこと、④ケガや病気が、その刑務所で行っている診療では対応困難なものであること、⑤指名しようとする医師が診療を承諾していること、という五つの条件を原則として全て満たした上で、ケガや病気の種類・程度、その他の事情に照らして、その受刑者の医療上適当であると認めるときは、自弁により診療を受けることを許すことができる、という制度です。ただし、④の条件に当てはまらない場合であっても、医療上特に有益であると認められる場合には、指名医による診療を許される場合があります。

ですから、刑務所の医師が一定の治療をしているが、その内容に不安がある場合などは、指名医による診療が認められることは、なかなか難しいといえます。

そのほかに、指名医による診療の申請をした受刑者は、刑務所から必要な疎明資料の提出を要求された場合、1か月以内に提出することが求められています。もちろん、指名医を探し、その医師が診療に同意してくれないといけません。したがって、この制度を利用するには、資料集めや医師を探すために働いてくれる、信頼のおける外部の人（できれば弁護士）の手助けが、是非とも必要となります。

第3 懲 罰

Q3-1 懲罰を受けるのは、どのような場合ですか。また、懲罰を受けると、どのような不利益を受けることになりますか

刑事被収容者処遇法の下で懲罰を受けることになる主な場合は、以下のとおりです（150条1項）。

- ① 各刑務所が定めている遵守事項に違反したとき
- ② 職員の指示に違反したとき

各刑務所では、「所内生活の手引き」（又は「所内生活の心得」）や「被収容者遵守事項」などの詳細かつ広範な遵守事項を定めています。その内容には、問題がないわけではありませんが、これらに定められた遵守事項に違反すると、懲罰の対象となりますので、よく読んで内容を知っておくことが大切です。

また、様々な理由から、受刑者が職員から特に注目されると、些細な規律違反を取り上げられて、厳しい懲罰を受けることがあります。

懲罰の種類は、以下のとおりです（刑事被収容者処遇法151条）。違反の種類や程度、その重さによっては、一回の懲罰で、⑤報奨金の削減と②作業の停止、あるいは③自弁物品の使用禁止、又は④書籍の閲覧禁止とが二つ以上重ねて科せられることがあります。また、⑥30日以内の閉居罰は、⑤報奨金の削減と併せて科せられることがあります。

- ① 戒告
- ② 作業の10日以内の停止
- ③ 自弁物品等の使用等の15日以内の停止
- ④ 書籍等の閲覧の30日以内の停止
- ⑤ 報奨金計算額の3分の1以内の削減
- ⑥ 30日以内の閉居罰（特に情状が重い場合は60日以内）

閉居罰では、以下の行為が禁止されます。

- ① 自弁物品の使用等
- ② 宗教上の教誨を受けること

- ③ 書籍等の閲覧
- ④ 自己契約作業
- ⑤ 面会
- ⑥ 信書の発受

また、運動時間・入浴の回数も制限されてしまいます。

また、閉居罰中は、原則として単独室に収容されますが、謹慎の趣旨に反しない限度において矯正処遇等が行われます（刑事被収容者処遇法152条）。

懲罰を受けると、それに伴い、優遇措置（刑事被収容者処遇法89条）が取り消され、優遇区分（規則で定められている処遇の分類）の第5類になります。そうすると、面会や信書の発信回数が減少したり、自弁品の購入や使用が制限されるなど、生活全般に不利益を受けます。

Q3-2 懲罰は、どのような手続で科せられるのですか

受刑者が反則行為を犯したと担当職員が報告すると、まず、調査が行われます（担当職員自身が調査を担当することもあります）。受刑者には、あらかじめ、書面で、①弁解すべき日時又は期限、②懲罰の原因となる事実の要旨、を通知しなければならぬこととされ、弁解の機会が与えられます。通常の場合、調査に付されると、その時点で調査が終了するまでの間、昼夜間単独室処遇とされます。調査は、職員から取調べを受けるほか、目撃者や関係者からも事情を聴取し、その結果は供述調書、報告書などにまとめられます。

受刑者本人や、関係者などから取調べや事情聴取が終わると、次に、懲罰を科すかどうかを決めるため、懲罰審査会に呼び出されます。懲罰審査会は、所内の管理職で構成されており、そのほかに、受刑者の補佐を教育課長など別の幹部職員が行うことになっています。受刑者には弁解の機会が与えられるものの、証人尋問を行ったり、弁護士を依頼することは認められていません。補佐人は、受刑者の立場にたって、受刑者の言い分を補佐する役割、つまり、刑事裁判における弁護人としての役割を負うことになっていますが、多くの場合には、審査会の前に一度、受刑者本人の言い分を聞くことがある程度です。

懲罰の決定に不服がある場合は、審査の申請（刑事被収容者処遇法157条）を管轄する矯正管区の長に対してすることができます（審査の申請については、Q7-2を参照してください）。

なお、審査の申請をしても、懲罰の執行が停止されることはありません。例外的に効果があるのは、報奨金の削減が取り消される可能性がある程度です。

Q3-3 職員から規律違反だと言われ、調査に付されました。不当な懲罰を受けないようにするには、どうしたらよいでしょうか

まず、懲罰を受けないためには、調査の場で、事実と違う内容の自白調書を取られないようにする必要があります。懲罰審査会でも同様です。本人が認めてしまえば、懲罰を科すことに何の問題もなくなります。

ただし、懲罰手続において受刑者の言い分が取り上げられることは、実際には、あまりありません。また、規律違反行為を否認した場合には、反省の情がないとして、より重い懲罰を受ける可能性もありますので、注意が必要です。

Q3-4 納得のいかない懲罰を受けました。争う手段はありますか

刑事被収容者処遇法では、不服申立ての制度として「審査の申請」ができます（第7を参照してください）。

審査の申請は、受刑者が自分で行わなければならない、受刑者が弁護士を頼む権利は認められていません。また、懲罰の決定の告知があった日の翌日から30日以内に書面でしなければなりません。長い期間の懲罰の場合は、懲罰の執行中に不服の申立てをしなければ間に合いませんので、不服申立てをしたい場合は、懲罰中に認書願いを出す必要があるでしょう。

申請書は、所定の用紙が用意されていますので、「審査の申請をしたいので、用紙をください。」と申し出てください。申請書には、内容を要領よく簡潔に記載してください。懲罰の対象となった事実自体について、事実の認定に不服がある

のか、あるいは、^{じじつ} ^{あらせ} 事実には争いがないものの懲罰の内容が重すぎるとか、^た 他の
^{じあん} ^{くら} ^{ふこうへい} 事案に比べて不公平であるなど、^{もう} ^た ^{ないよう} ^わ ^{やす} ^{きさい} 申し立てたい内容を分かり易く記載するように
してください。

^{しんさ} ^{しんせい} ^{ぜんこく} ^{やっ} ^{せっち} ^{きょうせいかんく} ^{しんさ} ^{きょうせいかんく}
審査の申請は、全国に八つ設置された矯正管区で審査されます。矯正管区とは、
^{ほうむしやう} ^{ちほうしぶぶんきよく} ^{ぜんこく} ^{やっ} ^{かんく} ^わ ^{けいじしせつ} ^{しょうねんしせつ} ^{かんり}
法務省の地方支部分局で全国を八つの管区に分けて刑事施設・少年施設の管理
^{うんえい} ^{はか} ^{きかん} ^{きょうせいかんくちやう} ^{しんさ} ^{しんせい} ^{たい} ^{しせつ} ^{けつてい} ^{みと}
運営を図る機関です。矯正管区長は、審査の申請に対して、施設の決定を認め
^{くつがえ} ^{さいけつ} ^だ ^{さいけつ} ^{なっとく} ^{ばあい}
るか、覆すのかの裁決を出します。この裁決に納得できない場合は、さらに
^{ほうむだいじん} ^{たい} ^{さいしんさ} ^{しんせい}
法務大臣に対して、再審査の申請をすることができます。これも、^{さいけつ} ^{こくち}
裁決の告知が
^ひ ^{よくじつ} ^{にちい} ^{ない} ^{しょめん}
あった日の翌日から30日以内に、書面でしなければなりません。

^{さいしんさ} ^{しんせい} ^{けっか} ^{ふふく} ^{そしやう} ^{あらせ} ^{そしやう}
再審査の申請の結果にも不服があれば、訴訟で争うこととなります（訴訟に
^{だい} ^{さんしやう}
ついては、第9を参照してください）。

第4 保護室・静穏室・拘束具

Q4-1 どのようなときに、保護室に入れられるのですか

刑事被収容者処遇法79条1項は、次のような場合に、受刑者を保護室に収容することを認めています。

- ① 自身を傷つけるおそれがあるとき
- ② 次のイからハのいずれかに該当する場合で、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき
 - イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき
 - 他人に危害を加えるおそれがあるとき
 - ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき

Q4-2 保護室に入れられる時間は、どのくらいですか

刑事被収容者処遇法79条3項は、保護室への収容期間を原則として72時間以内と定めていますが、「特に継続の必要がある場合」には、48時間ごとに更新することができるともされています。

実際には、短い場合には数時間、長い場合では3日以上となる場合もありますが、受刑者の興奮状態が収まり、元の居室に戻してもよい状態になったかどうか収容解除の判断のポイントになります。ですから、室内を歩き回ったり、独り言をつぶやいたりしていると、まだ、興奮状態が続いているとみなされてしまい、収容解除が遅れることがありますので、注意が必要です。

Q4-3 保護室に入れられているときの刑務所側の義務を教えてください

まず、保護室への収容は所長の命令によらなければなりません（刑事被収容者処遇法79条1項）。ただし、命令を待つ時間的な余裕がないときは、その命令を待たないで収容できますが、この場合には、収容後、速やかに所長に報告しなければならないとされています（同条2項）。

次に、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちに収容を中止しなければなりません（同条4項）。

さらに、保護室に収容したり、収容期間を更新したりした場合には、受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければなりません（同条5項）。

また、被収容者を保護室に収容した場合、手錠等を使用した場合には、その収容又は手錠使用の開始から終了までの全期間の状況について、室内監視カメラにより録画し、録画した際の状況を「保護室等録画書留簿」に記録することとされています。

職員が、被収容者に実力を行使する場合も同様に、携帯用ビデオカメラで録画するとともに、被収容者身分帳簿の視察表等に記録することとされています。（「被収容者の動静等の記録について」平成16年3月31日矯保1199矯正局長通達）。

Q4-4 静穏室とは、どのようなものですか。どのようなときに静穏室に入れられるのですか

静穏室とは、「大声、騒音等を発し、居室棟内の生活環境を乱す者」などを収容するために設置された、防音設備を備えた「単独室」をいいます（「静穏室等への収容について」平成23年3月7日矯成1255矯正局長通達）。つまり、室内の音声・騒音が外に漏れないように、周囲の居室から離れた場所などに設置

され、防音設備を備えた特別の居室のことで、保護室とは異なり、通常の居室に近い形状で、トイレの水も自分で流せるようになっていますが、テレビ・ラジオ等は設置されていません。

静穏室は、大声・騒音を出して職員の制止に従わない場合に、収容するための居室ですが、保護室への収容のような手続を取る必要はありません。静穏室への収容対象者は、①大声又は騒音を発する者、②過去に大声又は騒音を発したことがあり、現在の動静から、同様の行為を繰り返すおそれが認められる者のうち、自身を傷つけるおそれや施設の設備、機具を壊したり、汚したりするおそれが少ない者とされています（「静穏室等への収容について」平成23年3月7日矯正1256矯正局成人矯正課長等通知）。

Q4-5 拘束具は、どのようなときに使われるのですか

拘束具には、捕縄・手錠のほか拘束衣があります。手錠は、さらに、第一種と第二種とがあります（次頁の図を参照してください）。

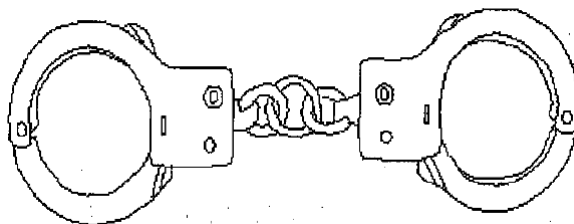
捕縄・手錠は、受刑者を護送する場合、又は受刑者が以下の行為をするおそれがある場合に、使用できるとされています。

- ① 逃走すること
- ② 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること
- ③ 刑務所の設備、器具その他の物を損壊すること

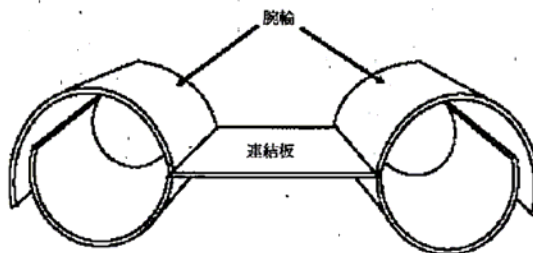
第二種手錠は、現状では、主に自分を傷つける行為や、自殺を防ぐ目的として使われることが多いようですが、職員に対する暴行のおそれが高いと認められる場合にも使用されているようです。また、腕輪を腰ベルトで固定する形ではなくなったことから、両腕の自由を奪うために両手後ろの形で使用されることがあるようです。両手を後ろにした使用は、人によっては苦痛が非常に大きいものになりかねません。間違っても、手錠の使用が虐待に利用されることのないようにする必要があります。

てじょう だいいっしゅ てじょう だいにしゅ こうそくい きそくへっぴょう
手錠(第一種)、手錠(第二種)、拘束衣 (規則別 表より)

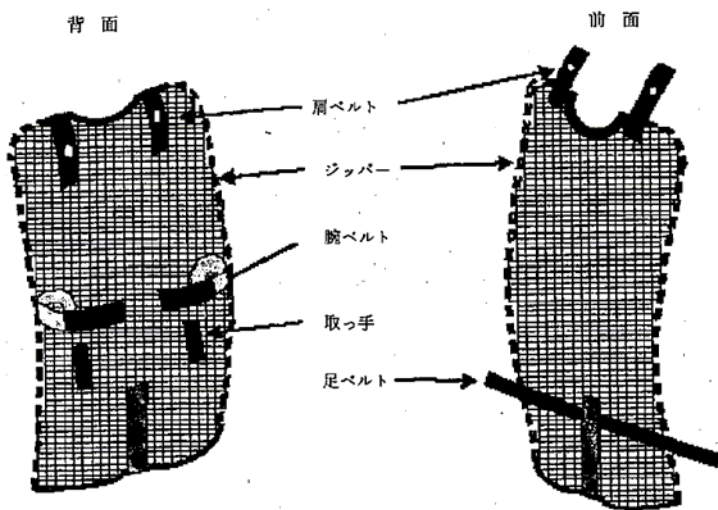
手錠(第一種)



手錠(第二種)



拘束衣



第5 暴行・いじめなど

Q5-1 職員から暴行を受けてケガをしました。どのような対処方法がありますか

刑事被收容者処遇法は、職員から暴行を受けた場合などに、「事実の申告」をすることを認めています（第7を参照してください）。

事実の申告は、次の場合に行うことができます（刑事被收容者処遇法163条）。

- ① 暴行を加えられたとき
- ② 手錠や拘束衣を不当に使用されたとき
- ③ 保護室に不当に入れられたとき

この事実の申告は、原則として、事実があった日（例えば、暴行を加えられた日）の翌日から30日以内に、管轄する矯正管区の長に対して書面でしなければなりません。

矯正管区長は、調査をして、結果を通知します。通知に納得できない場合は、通知について、さらに法務大臣に対して事実を申告することができます。これも通知を受けた日の翌日から30日以内に書面でなければなりません。

この事実の申告以外の対処方法としては、①法務局への人権救済申立て、②弁護士会への人権救済申立て、③国家賠償請求訴訟（国賠訴訟）の提起などが考えられます。

しかし、人権救済申立ての場合、法務局や弁護士会には、強制的な調査権限がなく、暴行などの認定が難しいという問題点があります。また、弁護士会への人権救済申立ては、結論が出るまでに時間がかかるというマイナス面もあります（詳細は、第11を参照してください）。

国家賠償請求訴訟は、勝訴することが困難ですし、昼夜間単独室処遇にされる可能性が高いというマイナス面があります。

なお、個別的な人権侵害の救済を目的とする機関ではないものの、刑事施設視察委員会（第8を参照してください）に対して、職員に違法な行為を受けたことを伝えることが、状況を改善するきっかけになる可能性もあります。

**Q5-2 職員から受けた暴行による傷が、まだ生々しく残っています。
証拠を残すには、どうしたらよいでしょうか**

まず、早急に医師の診察を申し出て、症状を詳細に訴えてください。粘り強く診察を求めることが大切です。診察に行ったら、傷の状態と原因をカルテに正確に記載してもらいましょう。医師によっては、傷の写真を撮ってくれる人もいますので、申し出てみてください。必要な諸検査も行ってもらえるよう、積極的に働きかけたほうがよいでしょう。

また、傷が消えないうちに、自分で状態を記録しておくこと、外部の人に詳細をつづった手紙を出すこと、面会に来てもらって、直接、目で傷を確認してもらうことも大切です。自分でノートなどにスケッチをとることも大事です。面会ができた場合には、面会の際の様子を記録してもらい、その記録に確定日付をとってもらうことも有効です。

これらの作業とあわせて、もしも、弁護士を依頼することができれば、弁護士に証拠保全の手続きをとってもらうことも考えられます。これは、訴訟提起に先だって、あらかじめ、隠したり廃棄されそうなおそれのある証拠を保全（確保）しておくことで、裁判所が主宰して行います。証拠保全は訴訟提起を前提としているので、別途、訴訟を起こす場合の注意が必要になります（第9を参照してください）。ただし、この手続きには時間がかかり、暴行による傷跡が消えてしまう可能性が高いため、上述のように医師の診察を強く求めるようにしましょう。

第6 隔離・昼夜間単独室処遇

Q6-1 隔離について教えてください

刑事被収容者処遇法76条は、受刑者が次に該当する場合には、他の被収容者から隔離して、昼夜、単独室に収容することを認めています。

① 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

② 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるため他に方法がないとき。

この処遇(扱い)を受けると、運動、入浴、面会の場合を除いて、ずっと単独室に入れられることとなります。また、運動や入浴は、単独室専用の非常に狭い設備を使って、一人で行うこととなります。面会がない限り、職員以外の人と会話することはできません。こうした厳しい昼夜間単独室処遇は、明治時代に制定された旧監獄法下で、厳正独居とも呼ばれていました。

Q6-2 隔離とされる理由は教えてもらえるのでしょうか

このような隔離の期間は、原則として3か月以内とされていますが、「特に継続の必要がある場合」には、1か月ごとに更新できるとされています。

刑務所は、隔離をする場合に、その根拠規定を本人に告知することとされています(受刑者の隔離に関する訓令4条)。そして、「処遇上適当と認めるときは、隔離する具体的な理由についても告知して差し支えないこと」とされています(同訓令についての依命通達)。また、隔離の対象者に対しては、「綿密かつ頻繁な視察」、「隔離の理由を除去するための相談助言その他適当と認められる措置」を採ることとされています。

受刑者は、隔離をされたことに対して、矯正管区長に対して「審査の申請」という不服申立てができます(刑事被収容者処遇法157条。審査の申請については、Q7-2を参照してください)。その審査の結果(裁決)に不服がある場合

には、さらに法務大臣に対して「再審査の申請」もできます（刑事被収容者処遇法162条。Q7-4を参照してください）。これらの手続の決定では、隔離の理由が示されることになっています。

また、受刑者は、法務大臣・実地監査を行う監査官・所長に対して苦情の申出もできます（刑事被収容者処遇法166条以下。Q7-5を参照してください）。苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理して結果を申出者に通知する必要があるため、隔離の理由が説明されることも考えられます。

**Q6-3 隔離になった場合、どうしたら中止となり通常の工場に出役
するような処遇(扱い)に戻れますか**

隔離は、開始時にその期間が定められ告知されます。たいていの場合、3か月ということになります。この期間中であっても、「隔離の必要性がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない」となっています（刑事被収容者処遇法76条3項）。

「他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき」を理由とする隔離の場合には、規律を守って生活するなどして、職員に「規律や秩序を害するおそれはない」と評価されるよう努力してみてください。先に述べたような、苦情の申出（Q7-5を参照してください）、審査の申請（Q7-2を参照してください）、再審査の申請（Q7-4を参照してください）を利用して、訴えていくことも考えられます。再審査の申請には、「刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会」（以下「不服検討会」といいます。詳しくはQ7-4を参照してください）の意見も聞くことになりますから、これまでとは異なる判断がなされる可能性があります。

他方、隔離の更新に問題があることを、刑事施設視察委員会（第8を参照してください）に伝えるということも考えられます。視察委員会は、刑事施設の運営全般について、改善すべき点があれば施設長に意見を述べる権限があるので、更新手続が適正に行われているかどうかについて、調査し、改善意見を述べてもらえる可能性もあります。

Q6-4 隔離ではないのですが、昼夜間単独室処遇とされています。
この処遇(扱い)はなんですか

制限区分第4種のことです。

「改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることができ
る見込みが低い者」と判断されてしまうと、制限区分の第4種に指定されてしま
います。第4種に指定されると、原則として単独室処遇となります(規則49条
5項)。そして、原則として月2回、集団処遇(他の受刑者と同じでの運動
など)を受けられる以外は、工場に出ることもなく、入浴も一人ですること
になります(依命通達)。

Q6-5 制限区分第4種の指定を変えてもらうにはどうしたらよいで
しょうか

制限区分第4種に指定された者については、少なくとも6か月ごとに評価をし
直さなければならぬこととされています(依命通達)。

評価要素は次のように定められています(訓令)。

- ① 犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度
- ② 勤労意欲の程度並びに職業上必要な知識及び技術の習得状況
- ③ 社会生活に適應するために必要な知識及び生活態度の習得状況
- ④ 受刑中の生活態度の状況
- ⑤ 心身の健康状態
- ⑥ 社会生活の基礎となる学力の有無

これらの評価要素について良い評価を得るよう努力してみてください。眞面目
に作業をしたり、規則を守って生活することなどが考えられます。

制限区分第4種への指定については、苦情の申出(Q7-5参照してください)
をすることもできますが、効果は期待しない方がよいでしょう。

第7 不服申立制度

Q7-1 不服申立制度について教えてください

刑事被収容者処遇法は、不服申立制度として、①審査の申請、②事実の申告、③苦情の申出、の3種の制度を設けています。

Q7-2 「審査の申請」とは、どのような制度ですか

審査の申請は、刑事被収容者処遇法157条に掲げられた所長の措置に不服がある場合に、矯正管区の長に対して行います。

主な例を挙げると、書籍等の閲覧禁止や制限、信書の発受の差止めや制限、他の被収容者からの隔離、懲罰などが対象となります。詳しくは次頁の一覧を見てください。

審査の申請は、原則として、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内に、自分自身で、書面で行わなければなりません。自分で書類の作成ができないときは、職員に代わって書いてもらうことができます(代書)。弁護士であっても、代理することは認められていませんので、注意してください。申立ての内容については、秘密とすることとされており職員もその内容を見ることはできませんが、申立てをしたこと自体までも秘密とすることができるわけではありません。

期間制限を守ることでできない、やむを得ない事情があるときは、その事由がやんだときから一週間以内に限って申請ができることとされています。いずれにしても、この期間制限は、極めて厳しく、外部の友人や弁護士などに相談してから、などと考えていると、期限が過ぎてしまう危険がありますので、注意しましょう。

申請を受けた矯正管区の長は、必要な調査を行い、できるだけ90日以内

さいけつ つと
に裁決をするよう努めなければならないことになっています。

さいけつ ふふく さいしんさ しんせい さんしょう
この裁決にも不服があれば、「再審査の申請」(Q7-4を参照してください)
をすることができます。

＜審査の申請ができる措置＞

1. りょうちきん しょう ほかんしぶつ りょうち きんぴん こうふ ゆる しょぶん
領置金の使用や、保管私物・領置されている金品の交付を許さない処分
2. しめい い しんりょう ゆる しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん
指名医による診療を許さない処分や、指名医による診療の中止
3. ひしゅうようしや ひどり おこな しゅうきょうじょう こうい きんしまた せいげん
被收容者が一人で 行う 宗教上の行為の禁止又は制限
4. じべん しょうせき しんぶんどう えつらん きんし せいげん
自弁の書籍や新聞等の閲覧の禁止・制限
5. がいこくご か じべん しょうせきとう えつらん きんし かくにん
外国語で書かれた自弁の書籍等の閲覧を禁止すべきかどうか確認するための
ほんやくひょう ひしゅうようしや ふたん しょうぶん
翻訳費用を被收容者に負担させる処分
6. かくりしやう かんせんしょうぼうそち のぞ
隔離処遇（感染症予防措置を除く）
7. さぎょう しょうきん しょうきん しょうきん
作業報奨金の支給に関する処分
8. さぎょう さいがいじ おうきゅうようむ ふしやう また びょうき なお あと しょうがい
作業や災害時の応急用務で負傷し、又は病気にかかり、治った後も障 害が
のこ ばあい しょうがいてあてきん しきゅう かん しょうぶん
残った場合の障 害手当金の支給に関する処分
9. さぎょう さいがいじ おうきゅうようむ ふしやう また びょうき しゃくほう とき なお
作業や災害時の応急用務で負傷し、又は病気にかかり、釈 放の時にもまだ治
ばあい とくべつあてきん しきゅう かん しょうぶん
らない場合の特別手当金の支給に関する処分
10. しんしょ はつじゅ ぶんしよすが こうふ きんし さしと せいげん
信書の発受や、文書図画の交付の禁止、差止め、制限
11. しゃくほう さい かつじゅ きんし しせう ほかん しんしょう ぜんぶまた いちぶ ふくせい
釈 放の際に、発受を禁止し施設が保管していた信書等の全部又は一部、複製
ひ わた しょうぶん
を引き渡さない処分
12. がいこくご めんかい しんしょ はつじゅ ひつよう つうやく ほんやく ひょう ふたん
外国語による面会や信書の発受に必要な通訳・翻訳の費用を負担させる
しょうぶん
処分
13. ちょうばつ
懲 罰
14. はんそくこうい かが もの こっこ きそく しょうぶん
反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分
15. はんそくこうい ちょうさ かくり
反則行為の調査のための隔離

Q7-3 「事実の申告」とは、どのような制度ですか

じじつ しんこく しせつ しょういん しんたい たい いほう ゆうけいりよく こうし ほうこう
事実の申告は、①施設の職員から身体に対する違法な有形力の行使（暴行）
う ばあい いほうまた ふとう こうそくく しょう しょう しょう
を受けた場合、②違法又は不当な拘束具の使用がなされた場合、③違法又は不当
ほごしつ しゅうよう ばあい きょうせいかんく ちょう たい おこな
な保護室への収 容がなされた場合に、矯正管区の長 に対して行うものです。

このような事実行為があったかどうかを、行政が不服申立てのような厳格な
てつづき にんてい た きょうせいてつづき み きょうせい ふふくもうした げんかく
手続で認定することは、他の行政手続に見られない、特徴的な制度です。し
じっさい きょうせいかんく しょくいん しせつ と しよるい もと もうして ないよう
かし、実際には矯正管区の職員が施設の取りまとめた書類に基づき、申出の内容
じじつ みと しせつ しんさ しせつ ちょうさ ふじゅうぶん てん
が事実として認められるかどうかを審査し、施設の調査で不十分な点があれば
しせつ めい ちょうさ あつか しせつ しょくいん がいぶ
施設に命じて調査をさせる扱いとなっており、施設の職員ではない外部の
しよくいん あらだ もうしたてにん しせつしよくいん ちやくせつ じじょうちょうしゆ
職員が改めて申立人や施設職員から直接に事情聴取することはありません
じっこうせい きもん か こ じじつ しんこく みと れい
ので、実行性には疑問があり、過去、事実の申告が認められた例はほとんどあ
りません。

これも、原則として、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、
じぶんじしん しよめん おこな ひつよう きょうせいかんく ちょう じじつ うむ
自分自身で書面で行う必要があり、矯正管区の長は、90日以内に事実の有無
かくにん つうち つと ぎむ もうしたてないよう ひみつ
の確認について通知をするよう努める義務があります。申出内容を秘密とする
だいしよ だいいしんさ しんせい さんしやう さんしやう おな
ことや代書については、審査の申請（Q7-2を参照してください）と同じで
さいけつ ふふく ばあい さいしんさ しんせい
す。また、裁決に不服がある場合には再審査の申請（Q7-4を参照してくだ
さい）ができます。

**Q7-4 裁決や通知に不服があるとき、法務大臣に申立てをすること
ができると聞いたのですが
（再審査の申請、法務大臣への事実の申告、不服検討会）**

審査の申請（Q7-2を参照してください）について、矯正管区の長によ
る裁決に不服がある場合、法務大臣に再審査の申請をすることができます。ま
た、事実の申告（Q7-3を参照してください）について、事実の確認に係る通知
の内容に不服がある場合には、法務大臣に事実の申告をすることができます。

再審査の申請及び大臣への事実の申告のいずれについても、裁決や告知の翌日
から起算して30日以内に行う必要があります。

法務大臣は、再審査の申請や事実の申告のうち、不服に理由がないと判断し
ようとする場合については、弁護士や医師、学識経験者などの専門家委員から
なる不服検討会に諮問（意見を尋ねること）を行います。そして、不服検討会
の意見を受けて、必要に応じて再調査を行うなどして、最終的に結論を出し
ます。不服検討会は、法務大臣の諮問機関なので、受刑者から直接、不服検討会

たい ふふくもうした
に対して不服申立てをすることはできません。

ふふくけんとうかい げつ かいいていどかいさい なが ばあい さいしょ ふふく
不服検討会は、1か月に2回程度開催されますが、長い場合では最初の不服
もうしたてとう ねん みじか ばあい はんとしていと ふふくけんとうかい しもん
申立等から1年、短い場合でも半年程度、不服検討会に諮問されてくるまでに
じかん よう じつじょう しゅつしよじき せま ばあい
時間を要しているのが実情です。ただし、出所時期が迫っているような場合に
は、出所前に判断ができるように配慮しているようです。

この不服検討会には、せんぞく しょくいん じじつかんけい ちょうさ かくにん
この不服検討会には、専属の職員はおりませんので、事実関係の調査・確認
きほんてき しよめん おこな じじつかんけい かくにん らじゅうぶん てん ばあい
は基本的に書面のみで行うことになり、事実関係の確認に不十分な点がある場合
には、きょうせいかんどう つう さいちようさ おこな じじつ しんこく
には、矯正管区等を通じて再調査を行うことになるので、事実の申告について
してき じじつ しんこく じっこうせい きもん
指摘したように、事実の申告については実効性に疑問があります。

か こ ふふくけんとうかい かいがいさい ねん がつ にちげんざい
過去、不服検討会は183回開催され（2014年12月11日現在）、20
08件の諮問があり、そのうち処理案相当（申立てを認めない場合）が1980件、
けん しもん しょりあんそうとう もうした みと ばあい けん さいちようさそうとう けん いけんふいっ
処理案不相当（申立てを認める場合）が21件、再調査相当が90件、意見不一致
けん しょりあんふそうとう けん じあん じあん せいじつ せいかんけい あらそ
が7件となっています。処理案不相当となった事案は、いずれも、事実関係に争
いのないしんしょ ほうしん せいげん としよ えつらんきんし につかんし こうにゆうきんし しょうがいてあてきん
いのない信書の発信の制限、図書の閲覧禁止、日刊紙の購入禁止、障害手当金
ふしきゅう そち とりけ じあん れいがいてき さぎようきよひ りゆう ちょうばつ
の不支給措置の取消しなどの事案です。例外的に作業拒否を理由とした懲罰に
ついて、もうしたてにん せいしんしやうがい みと さぎようきよひ せいとう りゆう
について、申立人に精神障害が認められ、作業拒否に正当な理由があったと認め
て懲罰の取消しを提言した例があります（第148回）。

なお、成人向け雑誌（実話誌、アダルト雑誌等）の自弁購入等の制限について
か こ しせつ ほんだん くつがえ れい
は、過去、施設の判断が覆された例はありません。

ふふくけんとうかい ぎじろく ほうむしやう こうかい しょりあんふそうとう
不服検討会の議事録は法務省のホームページで公開されており、処理案不相当、
さいちようさそうとう ばあい いけん がいよう こうかい
再調査相当とした場合には、意見の概要も公開されています（http://www.mo.i.go.jp/shingi1/kanbou_shinsa_index.html）。

なお、ほうむだいじん たい もうした けつか ふふく ばあい ぎやうせいそしやう
なお、法務大臣に対する申立ての結果にも不服がある場合には、行政訴訟あ
るいはしんがいはいしょうせいきゆうそしやう おこな ほうりつじやう かのう げんじつてき しょうこ
るいは損害賠償請求訴訟を行うことが法律上は可能ですが、現実的には証拠
の収 集や目撃者の確保などの点で、非常に困難なのが実情です（訴訟につい
ては、だい さんしやう
ては、第9を参照してください）。

Q7-5 「苦情の申出」とは、どのような制度ですか

くじやう もうして じぶん たい しょちやう そち かぎ じぶん う しょぐあう あつか
苦情の申出は、自分に対する所長の措置に限らず、自分が受けた処遇（扱い）

ぜんぱん おこな もうして あいてがた ほうむだいじん じっちかんさ
の全般について行うことができるものです。申出の相手方は、法務大臣、実地監査
おこな かんさかん しよちよう しゆるい ほうむだいじん たい しよめん おこな ひつよう
を行う監査官、所長の3種類で、法務大臣に対しては書面で行う必要があります
ますが、ほかはこうどう おこな しんさ しんせい きかんせいげん
は口頭でも行うことができます。審査の申請のような期間制限は
ありません。くじよう もうして ばあい せいじつ しより しより
苦情の申出があった場合には、いずれもこれを誠実に処理し、処理
けっか ほんにん つうち
の結果を本人に通知することとされています。

Q7-6 もうした ひみつ まち もう た ふりえき
**申立ての秘密は守られますか。申し立てたことで不利益を
受けることはありませんか**

しんさ しんせい じじつ しんこく さいしんさ しんせい くじよう もうして ひみつ おこな
審査の申請や事実の申告、再審査の申請や苦情の申出は、どれも秘密で行う
こととされ、しよくいん ないよう し しんせいとう おこな
職員がその内容を知ることは許されません。申請等を行うため
ていけいようし かくしせつ ようい しんせいとう おこな
の定型用紙が各施設に用意されており、申請等を行うためには、まず、そのこ
とをしよくいん もう て しんせいようし こうふ きさい あと みすか ふう
職員に申し出て、申請用紙を交付してもらいます。記載した後は、自ら封
ていしゆつ しよくいん だいしよ ばあい だいしよ しよくいん
をして提出します。職員に代書をしてもらった場合にも、代書した職員には、
ひみつ まち ぎむ
秘密を守る義務があります。

とうぜん しんせいとう おこな りゆう もうしたてにん
なお、当然のことですが、これらの申請等を行ったことを理由に、申立人
ふりえき とりあつか
に不利益な取扱いをしてはならないとされています。

第8 刑事施設視察委員会

Q8-1 刑事施設視察委員会とは、どのようなものですか

刑事被収容者処遇法によって、全国の刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘留所）に、「刑事施設視察委員会」が設置されています。

刑事施設視察委員会は、市民に理解され、支えられる施設を作り、また、職員による暴行事件等の再発を防ぐために、施設運営の実情を市民に知ってもらい、職員も外部の目を意識することによって、施設運営の改善に役立てよう、という目的で作られました。

委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意がある人の中から、法務大臣が任命することになっています。施設ごとの人数は、法律で10名以内とされていますが、施設の規模によって4名から10名と幅があります。どの委員会にも、弁護士会推薦の弁護士委員が1名選任されています。また、地元医師会の推薦する医師や、地元自治体関係者もいます。委員は、非常勤の国家公務員として、被収容者のプライバシー等について守秘義務を負っています。

Q8-2 刑事施設視察委員会は、どのような活動をするのですか

刑事施設視察委員会は、施設を視察し、その運営に関し、所長に対して意見を述べるものとされています。単に施設を見るだけではなく、被収容者と面接したり、必要に応じて刑事施設で作成された書類を検討したり、職員からの事情聴取をすることもできます。委員が希望すれば、職員の立会いなしに被収容者と面接ができます。また、被収容者が視察委員会に宛てた「意見・提案書」（Q8-4を参照してください）や手紙を、職員が検査することは許されません。その他、所長は、委員会の行う視察や面接に、必要な協力をしなければなりません。

こうして委員会は、視察や面接等の活動に基づいて、毎年最低1回、所長に対して運営に関する意見を述べます。この意見の概要は、意見を受けて所長がど

のような措置をとったか、という内容とともに、毎年、公表されることになって
 います。委員会の意見に法的な拘束力はありませんが、各施設の所長には、
 意見をできる限り施設運営に反映させるよう、必要な措置を講じるよう努力する
 ことが求められています。

Q8-3 受刑者は、刑事施設視察委員会に意見を言えますか

もちろん、意見を述べることができます。しかし、この意見を、委員会が直接
 に取り上げて、施設当局との間で問題を解決するような権限はありません。あ
 くまで、皆さんの意見を参考にして、刑事施設の運営の改善に役立つような、
 一般的な意見の形にまとめるのが、委員会の仕事なのです。受刑者の皆さんか
 らすると、個別の事件を取り上げてもらえないので、物足りないという感想を持
 たれるかもしれません。しかし、皆さんからの情報がなければ、委員会は、そ
 の施設の中にどのような問題があるかもわかりません。ですから、委員会への手紙
 や提案箱への投書などの形で、施設の中の問題と思われることがあれば、意見を
 述べるようにしてください。

**Q8-4 「提案箱」に入れる「意見・提案書」が職員に読まれることは
 ありませんか。提案した内容は、実現してもらえますか**

各施設には、視察委員会に宛てた意見書を投函するための「提案箱」が置かれ
 ています。各施設では、提案箱に入れる「意見・提案書」の用紙を準備しており
 (最終頁の付録を参照してください)、被収容者は、この用紙に記入して提案箱
 に入れることもできますし、私物の便せんに意見や提案を書いて入れることもで
 きます。施設によっては、願望提出を求めて、所定の用紙に記載するよう指導
 する場合がありますが、所定の用紙に記載する必要はありません。意見・提案書
 用紙にも自由記載欄がありますから、自分が記載したいことを自由に書くことが
 できます。また、匿名でも投稿できますし、書いた内容を検査されることはあり
 ません。なお、提案箱の鍵は、刑事施設視察委員会しか開けることができません。

このように、提案箱は、被収容者の意見等が、職員の手を介さずに直接、ス

ムーブに委員会に渡るためのシステムですが、意見や提案を受けて、委員会がどのように対処するかは、委員会の判断に委ねられています。ですから、意見や提案の内容が必ず実現するとは限りません。ただし、委員会が意見や提案に目を通した結果、関係者との面接などの調査を行ったり、さらに、所長に対して改善の意見を求めることも考えられますので、意見や提案が施設運営の改善につながる可能性はあります。

なお、意見・提案書の訴えについて、委員が職員に対する事情聴取を行うなどして実情の調査を行うと、どのような提案や意見が出されているかが、ある程度当局に知られてしまう可能性もあるでしょう。

**Q8-5 委員と面接したいのですが、必ず面接してもらえますか。
面接には職員が立ち会いますか**

面接は、意見・提案書と同じように、施設運営に関する意見などを、直接、委員に訴える手段です。

委員と面接する場合は、大きく分けて二つあります。

一つは、被収容者が委員との面接を希望して、施設の作成する「面接希望者名簿」に名前を載せてもらう方法です。この名簿に載っている人と面接をするかどうかは、委員会が判断します。面接の希望者があまりにも多い場合には、面接ができないこともあります。

もう一つは、名簿と関係なく、委員会の側から、一定の被収容者との面接を希望する場合があります。例えば、「〇〇工場で△△の作業をしている受刑者」という場合もあるでしょうし、個人を名指しすることもあるでしょう。自分が面接希望を出していないのに、委員から面接を求められた場合、面接に応じるかどうかは被収容者の自由です。

また、いずれの場合であっても、委員との面接には、委員がとくに要望しない限り、職員が立ち会うことはありません。ですから、面接の内容が職員にそのまま知られるということはありません。ただし、委員が調査を行う場合に、面接

もう で ないよう、ある程度、職員に知られる可能性があるのは、意見・提案書の場合と同様です。

Q8-6 「意見・提案書」や面接を通じて、自分の処遇(扱い)についての改善を訴えたいと思います。効果はあるでしょうか

Q8-3～Q8-4で述べたように、意見・提案や面接は、委員会に対して被収容者の率 直な意見などを伝えるために役立つものです。しかし、刑事施設視察委員会は、施設全体の運営の改善を目的としており、一人ひとりの被収容者の処遇改善や、人権侵害事件の救済を目的とする機関ではありません(そのようなケースについて直接的に救済を求めるには、第7で述べる不服申立制度などを利用することになります)。

ただし、問題のある処遇(扱い)や人権侵害の原因は、しばしば、制度そのものにあるものです。そのような場合には、制度やその運用全体の改善が必要です。こうした改善を当局に求めていくことは、まさに、視察委員会の仕事となります。このように、視察委員会が扱う仕事の範囲は、とても幅広いのです。

Q8-1に書いたように、委員の中には弁護士や医師がいますので、意見・提案書を読んだり面接をすることによって、専門家の立場から、問題を取り上げてくれる可能性はあります。その結果、所長に対して改善を求める意見が出される可能性もあります。

ですから、委員会に対して訴える意義は、十分にあるといえます。

第9 訴訟(裁判)

Q9-1 処遇(扱い)について、訴訟(裁判)で争うには、どうしたらよいでしょうか

受刑者の処遇内容は、所長に決定権がありますので、処遇(扱い)について訴訟で争う場合、所長の決定が違法であると主張して裁判を起こすことになります。

懲罰や信書の発受等の決定が不当である場合や、暴力行為があった場合、医療を受けられなかったり、医療過誤があった場合などは、裁判の対象となります。ただし、所長には一定の裁量があるので、なんでも裁判で争えるというわけではありません。工場配置や職業訓練・教育の受講が希望どおりにいかなかった場合や、優遇措置・制限緩和に納得がいかない、といった場合には、原則として裁判で争うのは困難です。

この場合の裁判には、大きく分けて、次の二つの方法が考えられます。

1 行政訴訟(取消訴訟)

まず、所長の決定そのものを取り消すように求める裁判が考えられます。これは、行政事件訴訟法に基づく行政訴訟(行政官庁の行った処分の適法性を争い、その処分の取消などを求める訴訟をいいます)になります。被告は、国です。

2 民事訴訟(国家賠償請求訴訟)

次に、違法な決定に基づく処遇(扱い)により精神的な苦痛を受けたとして、慰謝料を支払うように請求する裁判が考えられます。これは、よく国家賠償請求訴訟と呼ばれますが、通常の民事訴訟の一種です。被告は、国です。

行政訴訟のほうが、所長の決定そのものの取消を求めている点で、ストレートでやさそうに見えますが、行政訴訟においては、専門的・技術的なハード

ルが高く、例えば、「訴えの利益」、つまり、「裁判によって紛争を解決するに値するだけの利益・必要性」がなければ受け付けてもらえません。そのため、すでに完了してしまった所長の処分について取消を求めることは、「訴えの利益」がないとされ、実際には門前払いの判決がされることがほとんどでした（要するに敗訴ということです）。

ただし、行政訴訟について定めた行政事件訴訟法が改正され、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消によって回復すべき法律上の利益を有する」場合にも訴えの利益があるものとされることになったため、今後は、訴えの利益が認められる事例（例えば、すでになされた処分の取消によって、優遇区分に変化が生じる場合等）が出てくる可能性もありますが、この点は、今後の運用を見守る必要があります。

なお、原則として、行政訴訟（取消訴訟）は、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければなりません。

行政訴訟を起こすことが難しいと思われる場合には、慰謝料を請求する国家賠償請求訴訟を起こすことになります。

慰謝料の金額は事件によって異なりますが、裁判所が認める金額は非常に低いのが一般的です。

裁判は、自分で起こすこともできますが、まず、本当に裁判を起こすべきなのかどうか見極める必要がありますし、裁判は専門的な手続ですから、弁護士に相談、依頼したほうがよいでしょう（この点については、第5も参照してください）。

また、経済的な余裕がない場合は、民事法律扶助の制度を利用することができます（民事法律扶助については、第10を参照してください）。

Q9-2 受刑者が刑務所を訴えた場合、勝訴する見込みはありますか

1 受刑者が、自己が受けた暴行や懲罰について国を訴えた場合、残念ながら、現状では、勝訴の見込みは非常に薄いといわざるを得ません。

(1) まず、裁判所は、行政の下した判断を原則として尊重します。裁判例では、一般に、所長には広い裁量権があるとされ、所長の決定が違法になるのは、裁量権を逸脱ないし濫用した場合に限られます。つまり、裁判所は、もともと、受刑者が勝訴できる場面を非常に限定的に捉えています。

(2) 次に、刑務所内で起きる事件の目撃者は、ほとんどの場合、刑務所の職員だけです。仮に、他の受刑者が見ていたとしても、刑務所に不利な証言をすれば、今度は証言をした受刑者が処遇上不利益を受けることをおそれ、なかなか協力してもらえません。したがって、第三者的な証言が得られる可能性が小さいのです。

(3) また、刑務所は、自分の下した決定が正しいものであったと証明するため、多数の職員が多数の書類を日々作成しています。これらは全て、裁判で刑務所側に有利な証拠として用いられます。したがって、受刑者の主張を真実と証明することは極めて困難です。

(4) このようなことから、これまでは、受刑者が国を訴えた裁判は数多くありますが、勝訴した例は非常に少なく、大多数が敗訴に終わっていました。また、かろうじて一審（地方裁判所）で勝訴しても、控訴審（高等裁判所）で逆転敗訴する場合も少なくありませんでした。

ただし、最近では、このような傾向も少しずつ変わってきており、受刑者に対する国家賠償が認められる事例も出てきています。

2 刑事被収容者処遇法では、受刑者には、面会や手紙の発受信等の外部交通が広く認められています（第1を参照してください）。そこで、受刑者が、外部交通を不当に制限されたことについて国を訴えることもできることになります。

(1) この場合には、1の場合に比べ、勝訴する可能性も大きいものといえるでしょう。

なぜなら、「外部交通が制限されたかどうか」、「制限された外部交通の内容は何か」という点については、刑務所が作成する記録から明らかであるため、1の場合と異なり事実が争いになるものではなく、裁判所は、刑務所の判断が違法なものであったか、という判断をすればよいからです。

(2) 例えば、刑事被収容者処遇法の下では、面会を認めるべき場合に当たると認められる可能性が大きいものと期待できます。

3 受刑者が自己の受けた処遇（扱い）について争う方法としては、国を訴える（裁判）以外にも、いくつか方法があることは前に述べたとおりですが、ここでもう一度まとめておきます。

(1) まず、所長の行った一定の処分に不服がある場合は、当該刑務所の所在地を管轄する法務省矯正管区の長に対し、処分についての審査の申請（Q7-2を参照してください）をすることができます。刑務所の職員から受けた一定の行為について、当該刑務所の矯正管区の長に対し、事実を申告（Q7-3を参照してください）することもできます。

(2) また、所長の処分その他、自己が受けた処遇（扱い）について、法務大臣に対して苦情の申出をすることもできます。不服申立てについての詳しい説明は、第7を参照してください。

(3) それ以外にも、弁護士会の人権擁護委員会に人権救済申立てをする方法もあります。詳しくは、第11を参照してください。

Q9-3 少しでも裁判を有利に進める証拠を残すためには、どうしたらよいでしょうか

受刑者は、基本的に、刑務所の職員が作成する書類に関与することはできません。

ただし、調査を受けた際の供述調書については、刑務所の職員が言い分をきちんと書いてくれなければ、署名を拒否することができます。したがって、自分の記憶を正確に調書に記載してもらうよう、努力する必要があります。

次に、自分の記憶を記録に残すための方法としては、日記や備忘録を書くという手段があります。後で争いになった点について記録があると、役に立つ可能性があります。

また、受刑者が施設に提出した願箋は、原則としてきちんと保管されていますので、願箋をなるべく多数提出して、記録に代えるという方法があります。例えば、職員から暴力を振るわれた場合、そのときの詳しい事情を何度も願箋に書いて、医師による診察を求めることが大事です。願箋すら渡してもらえないときには、暴力について「事実の申告」(Q7-3を参照してください)をするほか、願箋をもらえないことについて「苦情の申出」(Q7-5を参照してください)などを行うことも必要になるでしょう。書面によって要求すれば、少なくともそのような訴えが何度もなされたという証拠が残ります。

最後に、関係書類の改ざんを防ぐため、民事訴訟に先立って、証拠保全という裁判所の手続を利用する方法があります。これは、裁判官が実際に刑務所に来て、関係書類の提出を刑務所に命じ、そのコピーを取って、将来の裁判に利用できるようにする手続です。これを利用するためには、実際には弁護士がついていないと無理ですから、弁護士を依頼して訴訟を行う場合に利用することになります。

**Q9-4 受刑者が刑務所を相手取って裁判を起こすと、何か不利益
はありますか**

受刑者が国や刑務所を相手取って訴訟を行う場合、当局からは反抗的な受刑者とみなされ、他の受刑者と接触させることは好ましくないと判断されます。したがって、裁判を起こすと、昼夜間単独室処遇にされるおそれが非常に高くなります。

また、優遇区分制度を判断する際に、マイナスの評価をされるおそれもあり、そうすると、生活全般に不利益を受けます。

したがって、裁判を起こすことには大きなリスクが伴います。

しかも、前述のとおり、勝訴の可能性は一般に低いわけですから、実際に訴えを起こす前に、慎重の上にも慎重に検討することが必要です。

**Q9-5 裁判を起こしたほうがよい場合と、あきらめたほうがよい場合
とは、どうやって見極めればよいでしょうか**

前述のとおり、現状では、裁判を提起すると、多大な処遇上の不利益を被ることになります。したがって、満期出所まで昼夜間単独室処遇にされても心身が耐えられる場合でなければ、裁判を続けることは困難です。

また、勝訴の見込みも一般に薄いため、実際に慰謝料をもらう目的で裁判をすることは現実的ではありません。

ひどい処遇(扱い)を受けてどうしても納得できず、満期出所まで昼夜間単独室に置かれることも覚悟の上、将来同種の事件が起きないように少しでも歯止めをかけたいという場合に、裁判を起こすことに意味が出てきます。

Q9-6 裁判を進めるに際しては、弁護士に依頼したほうがよいでしょうか

裁判は専門的な手続ですから、もちろん、一般的には、弁護士に依頼したほうがよいでしょう。

しかし、もともと非常に難しい事件である上に、勝訴の可能性も薄く、引き受けてくれる弁護士を探すことは容易ではありません。また、うまく勝訴しても、慰謝料の金額は弁護士費用に遠く及ばないくらい低額なのが実情です。

凶書の墨塗りや信書の発信不許可など、事実関係自体には争いがなく、それが違法かどうかの評価を争う事件の場合は、弁護士がいなくとも、自分で勉強しながら何とか裁判を進めていくこと（本人訴訟）は可能で、現に弁護士なしで勝訴している例もあります。

一方、事実関係を争う事件（例えば、職員から暴力を振るわれたかどうか）が争いとなるケース）の場合、裁判の中身は職員に対する証人尋問になりますので、弁護士なしで裁判を進めていくことは、とても困難です。

裁判を起こしたほうがよいケースかどうかは、法律相談を受けるなどして（弁護士会によっては出張相談を行っているところもありますが、現時点ではごく僅かですので、親族や知人に法律相談に出かけてもらうことなどが考えられます）、専門家の意見を聴いてから決めることが望ましいといえます。

第10 民事法律扶助

Q10-1 民事法律扶助とは、どのようなものですか。受刑者も利用できますか

1 法律扶助とは

法律扶助は、法律上の紛争について、弁護士に依頼して裁判したいのに、訴訟や弁護士の費用を払う経済的余裕がない人に対し、弁護士を紹介したり、弁護士費用などの立替えをしたりして、裁判を受ける権利を確保しようとする制度です。

法律扶助は、日本司法支援センター（通称は「法テラス」）が「民事法律扶助」として行います。

2 法律扶助を受けられる条件

法律扶助を受けられるためには、

- ① 自分では裁判費用の支払いができないこと
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③ 法律扶助の趣旨に適すること（目的が正当であること）

という三つの条件が必要で、この点について、日本司法支援センターの各地方事務所長による審査があります。

受刑者という立場にあるときは、①の条件はほとんど満たされるでしょうし、③の条件も、通常は満たされるものと考えられます（報復的感情を満たすだけのや宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは認められません）。問題になるのは、②の条件です。特に、国を相手方（被告）として自分の権利を侵害されたという理由で損害賠償の訴訟（これを国家賠償請求訴訟といいます）をしようとする場合には、訴えを起こす側（原告になります）にどれだけ言い分があっても、その言い分を裏付ける「証拠」を見出すことが難しいことが多いのです。そのため、②「勝訴の見込み」という条件を満たしていると判断してもらうためには、「裁判で勝てるような、これだけの証拠を持って

いる」として、法律扶助の申込みのときに、その資料を用意しておくことも必要になってきます（裁判を有利に進める証拠を残すための方法については、Q9-3を参照してください）。

3 立替え費用は返済する必要があります

なお、法律扶助は費用の立替えの制度ですので、援助の決定のあった後、原則として、毎月割賦で、立て替えてもらった分を返済する必要があります。勝訴して賠償金が得られた場合には、その中から返済することになります。それでは足りないときや敗訴した場合には、返済を免除されることもあります。

4 詳しくは

実際には、あなた方から相談を受けた弁護士が法律扶助の手続をする（これを「持込み」と通称しています）ことになるでしょうが、詳しくは、各地の弁護士会又は日本司法支援センターの地方事務所に問い合わせてください。

第11 人権救済申立て

Q11-1 弁護士会の人権擁護委員会への人権救済申立てという方法があると聞きましたが、どのようなものですか

弁護士会に置かれている人権擁護委員会は、各地の地方裁判所の所在地ごとにある弁護士会(ただし、東京では三つの弁護士会があります)と日本弁護士連合会(東京)にあって、弁護士が委員を務めています。各種の人権侵害事件に対処しており、刑務所その他の公的施設や精神病院等における人権侵害事件も取り扱っています。

Q11-2 どのような場合に、人権救済申立てができるのですか

人権侵害があったと思う場合には、自分の権利が侵されたと思う場合でも、同居の人の権利が侵されたと思うような場合でも、その救済申立てができます。ただし、具体的に「誰の」「どんな権利が」「どんなふうに」侵害されたか、を自分で考えて書面にまとめることが必要です。そうでなければ、申立てを受ける側に伝わりませんし、申立てを受けた側も対応のしようがありません。

Q11-3 人権救済申立ての方法を教えてください

書類に、人権救済申立て書と標題をつけ、「申立人の氏名、住所(又は居所)及び連絡方法」、「侵害者又は相手方の氏名(団体や機関の場合は名称)」、「申立事件の概要」、「申立事件の処理等についての要望」を具体的に書き記して、弁護士会に郵送してください。特に、刑務所の中から、自ら人権侵害があったという理由でその救いを求めるとすれば、文書を送るしか方法はありません。

なお、人権救済申立てには、訴訟を起こす場合と異なり、印紙代や手数料などのお金がかかることはありません。せいぜい、郵便切手代金くらいです。

Q11-4 申立てを受けてもらえたら、救済を受けられるのでしょうか

人権救済申立書が弁護士会に届くと、多くの場合には、正式に調査を開始するかどうかの予備調査を行います。明らかに人権侵害とは認められないケース（単なる不平・不満）や、弁護士会の権限を越えるもの（無罪を主張するもの）などは除外されます。予備調査の結果、人権侵害の可能性があると認められた場合には、関係機関や申立人、関係者などに事実関係の照会や聞き取り調査などを行うこととなります。その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、様々な事情を考慮して、次の措置等を採用することとなります。

警告： 侵害者又はその監督機関等に対して、委員会の意見を通告し、反省を求めもの

勧告： 侵害者又はその監督機関等に対し、侵害された者への救済又は今後の侵害の防止について、適切な処置をとることを要請するもの

要望： 侵害者又はその監督機関等に対し、委員会の意見を伝えることにより、申立ての趣旨の実現を期待するもの

また、これらの措置と併せて、事案によっては、措置の内容をマスコミ等に公表することもあります。

しかし、これらの人権擁護委員会の採る措置は、具体的な個人への救済措置（例えば、直接刑務所から連れ出してくれたり、病院へ連れていってくれるなど）ではありませんし、侵害者が措置に従わなかったとしても、侵害者に何らかのペナルティーが科せられるようなこともありません。また、所長の裁量行為とされる事項（工場配置や職業訓練・教育の受講が希望通りにいかなかった場合、優遇措置・制限緩和に納得がいけない場合）などについても、原則として人権侵害とまで認められるケースは非常に稀です。そのようなことを認める根拠となる法律がないからです。

弁護士会の人権擁護委員会が人権救済の措置を行う意味は、その権威とマスコミなどへの意見の発表によって、人権侵害をしている機関への注意をうながして改善させ、また、以後に同種の人権侵害を起させないことにあります。その意味では、現実に侵害を受けている人への救済という点においては限界があ

ることを、ご理解ください。

Q11-5 申立てによって、かえって刑務所の中での扱いがひどくなるのではないですか

まず、調査が開始されると、刑務所の側からの取扱いが慎重になる場合があります。それは、刑務所側にとっては、受刑者とはいえ、外部とのやりとりがある人で、しかも場合によっては、警告・勧告等の措置を講じられることをおそれるからです。

そして、このような面からすると、人権救済申立てをする場合には、事実関係の調査を開始してもらうことが重要です。どうすれば調査が開始されるような「人権救済申立書」になるかという、それは、Q11-2に述べたとおり、具体的な事実を、しかも詳細に記載することです。つまり、読む側にとって、書いてある内容ができるだけわかることが必要なのです。その反対に、申立てをする人の怒りや悲しみばかりを延々と書き連ねただけのものでは、読む側には実際にそこで何が起こったのか理解ができないので、調査の対象とならないこととなります。

第12 外国人特有の問題

Q12-1 家族と母国語で面会や手紙のやりとりができますか

母国語で面会や手紙のやりとりをすることはできます。面会や手紙の相手方、回数等については、第1を参照してください。しかし、手紙を出す場合も、受け取る場合も、内容の検査を受ける可能性があります。この検査のために日本語への翻訳が必要な場合でも、特別な事情がない限り、受刑者本人には、翻訳・通訳費用の負担を求めないこととされています（刑事被収容者処遇法148条、刑事被収容者処遇規則33条、84条）。

外国人受刑者の増加に伴い、府中刑務所と大阪刑務所に国際対策室が設置され、国際専門官等の外国語のできるスタッフを配置して、外国人受刑者の処遇（扱い）に対応しているほか、他の刑務所でも、それぞれ、外国人受刑者に対応するための努力をしているようです。

府中刑務所と大阪刑務所では、通訳スタッフが立ち会うことにより、面会時にも母国語で面会することができます。ただし、常駐スタッフのいない言語の場合は、対応できる曜日等が限られることもあります。職員に自分が使用したい言語の通訳が在所している曜日等を確認して、あらかじめ親族等に連絡しておくくとスムーズに面会ができるでしょう。

また、府中刑務所は東京拘置所及び栃木刑務所と、そして大阪刑務所は大阪拘置所及び名古屋拘置所と、それぞれ、テレビ会議システムでつながっており、これらの刑務所・拘置所でも、このシステムを通じて、通訳を介して母国語で面会することができます。

その他の刑務所に収容されている場合でも、上記二つの刑務所の国際対策室で対応可能な言語であれば、翻訳に時間はかかるかもしれませんが、刑務所側で検査ができると思われしますので、母国語で手紙を出したり、受け取ったりすることができるはずです。

もし、職員から、日本語でなければ手紙は出せないと言われたり、翻訳費用

を^{ふたん}負担するよう^{もと}求められた^{ばあい}場合には、^{ふちゆうけいむしょまた}府中^{おおさかけいむしょ}刑務所^{こくさいたいさくしつ}又は大阪^{こくさいたいさくしつ}刑務所^{こくさいたいさくしつ}の^{こくさいたいさくしつ}国際^{こくさいたいさくしつ}対^{こくさいたいさくしつ}策^{こくさいたいさくしつ}室^{こくさいたいさくしつ}に^{こくさいたいさくしつ}翻訳^{こくさいたいさくしつ}を^{こくさいたいさくしつ}依頼^{こくさいたいさくしつ}して^{こくさいたいさくしつ}もら^{こくさいたいさくしつ}える^{こくさいたいさくしつ}よう^{こくさいたいさくしつ}、^{こくさいたいさくしつ}訴^{こくさいたいさくしつ}え^{こくさいたいさくしつ}て^{こくさいたいさくしつ}み^{こくさいたいさくしつ}て^{こくさいたいさくしつ}く^{こくさいたいさくしつ}だ^{こくさいたいさくしつ}さ^{こくさいたいさくしつ}い^{こくさいたいさくしつ}（^{こくさいたいさくしつ}それ^{こくさいたいさくしつ}で^{こくさいたいさくしつ}も^{こくさいたいさくしつ}納^{こくさいたいさくしつ}得^{こくさいたいさくしつ}い^{こくさいたいさくしつ}く^{こくさいたいさくしつ}扱^{こくさいたいさくしつ}い^{こくさいたいさくしつ}を^{こくさいたいさくしつ}受^{こくさいたいさくしつ}け^{こくさいたいさくしつ}ら^{こくさいたいさくしつ}れ^{こくさいたいさくしつ}ず^{こくさいたいさくしつ}不^{こくさいたいさくしつ}服^{こくさいたいさくしつ}が^{こくさいたいさくしつ}あ^{こくさいたいさくしつ}る^{こくさいたいさくしつ}と^{こくさいたいさくしつ}き^{こくさいたいさくしつ}は^{こくさいたいさくしつ}、^{こくさいたいさくしつ}Q7-2^{こくさいたいさくしつ}の^{こくさいたいさくしつ}審^{こくさいたいさくしつ}査^{こくさいたいさくしつ}の^{こくさいたいさくしつ}申^{こくさいたいさくしつ}請^{こくさいたいさくしつ}の^{こくさいたいさくしつ}制^{こくさいたいさくしつ}度^{こくさいたいさくしつ}を^{こくさいたいさくしつ}活^{こくさいたいさくしつ}用^{こくさいたいさくしつ}す^{こくさいたいさくしつ}る^{こくさいたいさくしつ}の^{こくさいたいさくしつ}も^{こくさいたいさくしつ}よ^{こくさいたいさくしつ}い^{こくさいたいさくしつ}で^{こくさいたいさくしつ}し^{こくさいたいさくしつ}ょう^{こくさいたいさくしつ}）。

**Q12-2 宗教上の理由により、食べられないものがあります。
刑務所で対処してもらえるのでしょうか**

宗教上の理由又は^{しよくじゆうかん}食習慣^{いちじる}の^{ちが}著しい^{つうじよう}違いにより^{しよくじ}通常の^{しよくじ}食事^{しよくじ}をとることが^{しよくじ}できない^{しよくじ}者^{しよくじ}については、^{しよくじ}「^{しよくじ}被^{しよくじ}収^{しよくじ}容^{しよくじ}者^{しよくじ}に^{しよくじ}対^{しよくじ}する^{しよくじ}通^{しよくじ}常^{しよくじ}と^{しよくじ}異^{しよくじ}なる^{しよくじ}食^{しよくじ}事^{しよくじ}及^{しよくじ}び^{しよくじ}湯^{しよくじ}茶^{しよくじ}以^{しよくじ}外^{しよくじ}の^{しよくじ}飲^{しよくじ}料^{しよくじ}の^{しよくじ}支^{しよくじ}給^{しよくじ}に^{しよくじ}つ^{しよくじ}いて^{しよくじ}」（^{しよくじ}平成^{しよくじ}18^{しよくじ}年^{しよくじ}3^{しよくじ}月^{しよくじ}30^{しよくじ}日^{しよくじ}法^{しよくじ}務^{しよくじ}省^{しよくじ}矯^{しよくじ}正^{しよくじ}局^{しよくじ}長^{しよくじ}通^{しよくじ}達^{しよくじ}）により^{しよくじ}通^{しよくじ}常^{しよくじ}と^{しよくじ}異^{しよくじ}なる^{しよくじ}内^{しよくじ}容^{しよくじ}の^{しよくじ}食^{しよくじ}事^{しよくじ}を^{しよくじ}支^{しよくじ}給^{しよくじ}す^{しよくじ}る^{しよくじ}こ^{しよくじ}と^{しよくじ}が^{しよくじ}で^{しよくじ}き^{しよくじ}る^{しよくじ}こ^{しよくじ}と^{しよくじ}と^{しよくじ}さ^{しよくじ}れ^{しよくじ}て^{しよくじ}い^{しよくじ}ま^{しよくじ}す^{しよくじ}。例^{しよくじ}え^{しよくじ}ば^{しよくじ}、^{しよくじ}米^{しよくじ}飯^{しよくじ}に^{しよくじ}替^{しよくじ}えて^{しよくじ}、^{しよくじ}パ^{しよくじ}ン^{しよくじ}や^{しよくじ}め^{しよくじ}ん^{しよくじ}等^{しよくじ}の^{しよくじ}主^{しよくじ}食^{しよくじ}が^{しよくじ}用^{しよくじ}意^{しよくじ}さ^{しよくじ}れ^{しよくじ}た^{しよくじ}り^{しよくじ}し^{しよくじ}ま^{しよくじ}す^{しよくじ}。し^{しよくじ}か^{しよくじ}し^{しよくじ}、^{しよくじ}単^{しよくじ}なる^{しよくじ}習^{しよくじ}慣^{しよくじ}・^{しよくじ}嗜^{しよくじ}好^{しよくじ}等^{しよくじ}に^{しよくじ}よ^{しよくじ}る^{しよくじ}代^{しよくじ}替^{しよくじ}食^{しよくじ}は^{しよくじ}認^{しよくじ}め^{しよくじ}ら^{しよくじ}れ^{しよくじ}ま^{しよくじ}せ^{しよくじ}ん^{しよくじ}。

イスラム教徒であることの申告をすれば、^{ぶたにく}豚肉^{いっさいだ}は一切^{にくるい}出^{にくるい}され^{にくるい}ま^{にくるい}せ^{にくるい}ん^{にくるい}し、^{にくるい}肉^{にくるい}類^{にくるい}も^{にくるい}ハラール^{ハラール}フ^{ハラール}ード^{ハラール}の^{ハラール}缶^{ハラール}詰^{ハラール}な^{ハラール}ど^{ハラール}を^{ハラール}出^{ハラール}し^{ハラール}て^{ハラール}く^{ハラール}れ^{ハラール}る^{ハラール}は^{ハラール}ず^{ハラール}で^{ハラール}す^{ハラール}。ヒ^ヒン^ヒド^ヒウ^ヒー^ヒ教^ヒ徒^ヒで^ヒあ^ヒる^ヒこ^ヒと^ヒの^ヒ申^ヒ告^ヒを^ヒす^ヒれ^ヒば^ヒ、^ヒ牛^ヒ肉^ヒは^ヒ一^ヒ切^ヒ出^ヒされ^ヒま^ヒせ^ヒん^ヒ。

また、イスラム教徒の受刑者から、^{ちゆう}ラ^{だん}マ^{だん}ダー^{じき}ン^{ねが}中^での^{ばあい}断^{ばあい}食^{ばあい}の^{ばあい}願^{ばあい}い^{ばあい}出^{ばあい}が^{ばあい}あ^{ばあい}つ^{ばあい}た^{ばあい}場^{ばあい}合^{ばあい}、^{とうがい}当^{とうがい}該^{とうがい}期^{とうがい}間^{とうがい}中^{とうがい}は^{とうがい}日^{とうがい}没^{とうがい}後^{とうがい}に^{とうがい}食^{とうがい}事^{とうがい}が^{とうがい}で^{とうがい}き^{とうがい}る^{とうがい}よ^{とうがい}う^{とうがい}な^{とうがい}配^{とうがい}慮^{とうがい}を^{とうがい}し^{とうがい}て^{とうがい}く^{とうがい}れ^{とうがい}る^{とうがい}施^{とうがい}設^{とうがい}も^{とうがい}あ^{とうがい}る^{とうがい}よ^{とうがい}う^{とうがい}で^{とうがい}す^{とうがい}（^{とうがい}平成^{とうがい}16^{とうがい}年^{とうがい}版^{とうがい}犯^{とうがい}罪^{とうがい}白^{とうがい}書^{とうがい}第^{とうがい}5^{とうがい}編^{とうがい}/第^{とうがい}3^{とうがい}章^{とうがい}/第^{とうがい}2^{とうがい}節^{とうがい}/3/(4)/ウ）。

Q12-3 母国で受刑できる制度があると聞きました。どのような制度ですか

日本は「刑を言い渡された者の移送に関する条約」(受刑者移送条約。欧州評議会条約112号)を批准していますので、この条約の締約国に母国が含まれていれば、一定の条件のもと、母国で受刑することができます。

現在、この条約の締約国は、以下のとおりです(欧州評議会ホームページによる。アルファベット順、2015年(平成27年)12月10日現在64か国)。

アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、ボリビア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トンガ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ、^{れんごうおうこく} 連合王国(イギリス)、^{がっしゅうこく} アメリカ合衆国、ベネズエラ。

あなたが母国で受刑するための条件は、あなたが同意すること、あなたが日本で犯した犯罪が母国でも犯罪として扱われていること、日本の同意、母国の同意などです。

いずれにせよ、あなたの母国がこの条約の締約国に含まれている場合は、施設はあなたに、この条約の内容を伝えなければならないことになっています。詳しくは、職員に聞いてください。

また、タイ及びブラジルとの間でも二国間の受刑者移送条約を締結していますので、母国で受刑できる可能性があります。

付 録

〇〇刑務所視察委員会

意見・提案書

- 〇 現在あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案箱に投かんしてください。記名の必要はありません。
- 〇 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 〇 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。

あなたの身分	1 受刑者 2 被拘留者 3 その他 ()
意見・提案の分類 (〇を一つだけ付けてください。)	<p>[保健衛生・医療]</p> <p>1) 運動 2) 入浴 3) 調髪等 4) 健康診断 5) 診療等 6) その他</p> <p>[規律及び秩序]</p> <p>1) 制止等の措置 2) 捕縄、手錠及び拘束衣(鎮静衣) 3) 保護室 4) その他</p> <p>[矯正処遇]</p> <p>1) 作業 (①作業指定 ②職業訓練 ③安全衛生 ④作業報奨金 ⑤その他)</p> <p>2) 改善指導 3) 教科指導</p> <p>[外部交通]</p> <p>1) 簡会 2) 信書 3) その他</p> <p>[その他]</p> <p>1) 物品の貸与・支給・自弁 2) 金品の取扱い 3) 宗教上の行為等</p> <p>4) 書籍等の閲覧 5) 制限の緩和 6) 優遇措置 7) 余暇活動 8) 懲罰</p> <p>9) 不服申立て 10) その他</p>
自由記載欄 (意見・提案の内容を簡潔に記載してください。)	
希望する対応	1) 改善してほしい 2) 調査してほしい 3) 施設や上級庁に伝えてほしい
委員会使用欄 (※この欄には記入しないでください。)	<p>(確認日) 平成 年 月 日 (処置)</p> <p>(確認者)</p>

「受刑者の皆さんへ」のご注文について（ご案内）
冊子「受刑者の皆さんへ」は、1冊300円（税込）で販売しております。送付
をご希望の方は、冊子代金（1冊300円）と送料（1冊の場合は180円）
の合計金額（1冊の場合は480円）の切手を同封し、送付先住所と氏名を
明記した上、当連合会へ郵送にてお申込みください。

なお、当連合会のホームページには冊子の電子データを掲載しており、無料で
閲覧・ダウンロードすることも可能です。掲載先URLは以下のとおりです。

[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/on-duty_lawyer/dat
a/jyukeisha_jp4.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/legal_aid/on-duty_lawyer/dat
a/jyukeisha_jp4.pdf)

○住所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

日本弁護士連合会（担当：法制第二課）

○送料

1冊・・・180円（150g未満）

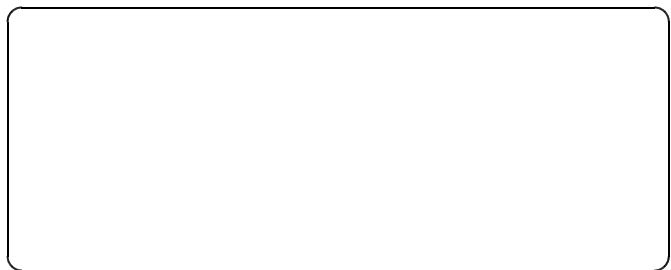
2冊・・・215円（150g～250g未満）

3冊～5冊・・・300円（250g～500g未満）

6冊～10冊・・・350円（500g～1kg未満）

※当連合会では通常、書籍等の代金は、銀行振込又は現金書留でお支払い
ただいております。「受刑者の皆さんへ」については、送料を含む1冊当
たりの支払金額が現金書留の送料と比べて少額であることから、特別に
切手によるご注文をお受けしております。他の発行物については、切手
によるご注文はお受けしていないものもございますので、ご注意ください。

受刑者の皆さんへ	
2003年11月17日	初版発行
2004年3月31日	第2版発行
2006年10月1日	第3版発行
2012年5月1日	第4版発行
2016年3月31日	第5版発行
編者	日本弁護士連合会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	
TEL: 03-3580-9841（代）	
日弁連ホームページURL	
http://www.nichibenren.or.jp/	
印刷所	第一資料印刷株式会社



ていか 300 えん ぜいこみ
定価 300円 (税込)